

平成29年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成29年2月28日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成29年2月28日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 尾鷲市市税条例等の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成29年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成29年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成29年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成29年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について |

- 日程第 18 議案第 18 号 平成 28 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 19 議案第 19 号 平成 28 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 20 議案第 20 号 平成 28 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3
号）の議決について
- 日程第 21 議案第 21 号 平成 28 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3
号）の議決について
- 日程第 22 議案第 22 号 尾鷲市指定金融機関の指定について
- 日程第 23 議案第 23 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 24 議案第 24 号 尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定
について
- 日程第 25 議案第 25 号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 28 号 尾鷲市教育委員会委員の任命について
（提案説明、審議留保）
- 日程第 27 議案第 26 号 尾鷲市公平委員会委員の選任について
- 日程第 28 議案第 27 号 尾鷲市教育委員会委員の任命について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 29 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 30 報告第 1 号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
（報告、質疑）

○出席議員（13名）

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 番 真 井 紀 夫 議員 | 2 番 内 山 鉄 芳 議員 |
| 3 番 中 平 隆 夫 議員 | 4 番 田 中 勲 議員 |
| 5 番 小 川 公 明 議員 | 6 番 濱 中 佳 芳 子 議員 |
| 7 番 三 鬼 和 昭 議員 | 8 番 南 靖 久 議員 |
| 9 番 榎 本 隆 吉 議員 | 10 番 高 村 泰 徳 議員 |

11番 奥田尚佳議員

12番 三鬼孝之議員

13番 村田幸隆議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	北 村 琢 磨 君
市長公室長	大 和 勝 浩 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	濱 田 一 志 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	竹 平 專 作 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	上 村 告 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長	平 山 始 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監査委員事務局長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長 内 山 雅 善

事務局次長兼議事・調査係長
議事・調査係書記

高 芝 豊
松 永 佳 久

〔開会 午前10時00分〕

議長（真井紀夫議員） おはようございます。

これより平成29年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

日ごとに暖かさを増し、早春の息吹が感じられる季節となりました。

議員の皆様方には、平成29年第1回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会は、新年度に向けての大変重要な定例会でございます。本定例会には、26議案と諮問1件、報告1件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議いただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（真井紀夫議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、13番、村田幸隆議員は後刻出席される旨、通告がございました。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において2番、内山鉄芳議員、3番、中平隆夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月23日までの24日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月23日までの24日間と決定いたしました。

次に、日程第 3、議案第 3 号「尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について」から日程第 26、議案第 28 号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」までの計 24 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 24 議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 平成 29 年第 1 回定例会の開会に当たり、平成 29 年度当初予算を含めた諸議案についての御説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、平成 29 年度を始期とする第 6 次尾鷲市総合計画後期基本計画を策定し、前期 5 年間の取り組みを踏まえて、後期に向けた取り組み方針を定めたところであります。

この中において、前期に引き続き、おわせ人づくりを重点的な取り組みとし、その推進エンジンに食を位置づけるとともに、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連性についても明確に位置づけております。

本計画に基づき、政策分野全般を横断した観点で、人口減少、超高齢社会等に対応した施策を、総合的、一体的に展開し、将来都市像である「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向け、各施策を推進する必要があると考えております。

まず、防災対策についてであります。

本年度は、全国各地で大規模な地震が多く発生いたしました。その中で、11 月 19 日に和歌山県南部で発生したマグニチュード 5.4 の地震では、本市においても震度 4 の揺れを観測しております。

地震発生時における尾鷲中学校、矢浜小学校生徒の迅速な対応は、皆様御承知のとおり、多くの報道機関で取り上げられたところであり、このことは市内小中学校において、生き抜く力を育み、災害に強い地域の文化をつくる尾鷲市津波防災教育が児童・生徒に浸透してきた結果であると捉えております。

今後も、災害に対する世代間の知恵の継承や、地域の皆様と連携し、能動的に防災活動ができるよう、防災文化の定着をさらに図っていく必要があると考えております。

次に、津波避難困難地域における避難施設等の整備につきましては、中井町、港町地区において住民主導型避難体制確立事業を開催し、昭和東南海地震を教訓とした夜間避難訓練等を実施したところであります。

このことを踏まえ、避難路の安全性の検証、さらには安全な高台を目指す避難経路を市民と行政が協働で検証しながら、津波避難戦略を確立し、このソフト対策を補完するものとして避難施設等の検討を進めております。

今後この事業を継続し、市民の皆様とともに検討を重ね、慎重に進めていく必要があると考えております。

また、総合計画後期基本計画において、東日本大震災や熊本地震の被災状況に鑑み、策定に取り組むとしている事前復興計画につきましては、本市に沿った災害発生時の総合的な計画として、関係機関と協議の上、進めてまいりたいと思っております。

次に、地域おこし協力隊についてであります。

本市においては、新たに着任する定住移住コンシェルジュを加えた計10名が、それぞれの地域課題の解決と地域資源を生かしたまちづくりを進めるため、地域の皆様の御協力をいただきながら活動しております。

まず、九鬼地区では、地域食材を活用した地域で唯一の食事どころ、網干場を運営しておりますが、本年9月をもって協力隊の任期が満了となることから、今後の運営展開等について、関係者の皆様と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

また、早田地区については、現在2名の協力隊が着任し、地域の女性雇用や地域資源の新しい活用を目的に合同会社き・よ・りを立ち上げ、通信販売事業や都市圏におけるPR活動を行っております。

このほか、朝どれ魚の移動販売事業などの新たな事業も計画しておりますが、協力隊の1名が本年6月で任期満了となることから、新たな隊員を採用し、これらの事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、梶賀地区では、あぶりの商品開発や販路拡大に取り組んでおり、昨年9月には、軽食や特産品などを販売する網元ノ家のオープンに携わっております。新年度は、これらの取り組みをさらに強化すべく法人化も視野に入れ、事業展開を図ってまいりたいと考えております。

加えて、ヤーヤ便の販路拡大や市内事業者との連携による新たなふるさと納税返礼品の組み立てなどの業務に携わっている隊員においては、魅力ある特産品の

情報発信や通信販売等の販路開拓についても検討しているところであります。

これら各地区での協力隊の活動を通じ、地域課題の解決と自立したコミュニティビジネスの支援を継続して推進しなければならないと考えております。

一方、定住移住コンシェルジュにつきましては、空き家バンクや移住体験住宅の利活用を推進し、都市圏で行われている移住フェアにも積極的に参加しながら本市の魅力や物件情報の発信を行うなど、1人でも多くの方に移住していただけるよう取り組みを推進しており、さらなる定住移住者の増加につながることを期待しているところであります。

次に、健康づくりの推進についてであります。

まず、尾鷲市健康増進計画において、主要な取り組みである生活習慣病、メンタルヘルス等につきましては、市民及び各組織団体の連携と御協力のもと、地域力の強みを生かした健康づくりを実践する尾鷲健康増進の会、通称「O w a s e H A P P Y」において、広く普及啓発を行っております。

その活動と普及啓発の場として開催している「健康HAPPY DAY」では、健康づくりのみならず、子育て支援、認知症予防に至るまで幅広い取り組みを実施しており、新年度においても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、健康ウォーキング事業におきましても、ウォーキングサポーターを中心に地区会等と協働で尾鷲市健康ウォーキングマップを活用した取り組みを定期的で開催するなど、ウォーキングを生活の中に取り入れる市民がふえております。

また、三木里海岸を活用したタラソウォーキングなど、海岸沿いの気候を活用した効果的な健康づくり活動も好評を得ており、今後は、市外からの誘客も目指した取り組みを進めてまいります。

また、食のまちづくりの一環として、市民の健康づくりを目的に取り組んでいる健康弁当につきましては、商品の基本となる形が完成したところであり、今後は製造業者の確保や販路の開拓に努めるとともに、高齢者への配食弁当としての活用など、広く市民への普及に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医療体制の確保についてであります。

本市が行ったまちづくりに関するアンケート調査におきまして、尾鷲総合病院の診療体制や設備を初めとした地域医療体制を優先して充実することが求められております。

また、本市の将来イメージ像におきましても、平成17年度調査以来、保健・医療・福祉施設が充実し、安心して元気に暮らせるまちが第1位を維持しており

ます。

尾鷲総合病院は、地域の皆様の健康を支えるための医療機関であるとともに、本市における雇用、定住・移住、出産・子育ての好循環を支えるまちづくりに欠かすことのできない中核的存在であります。

今後も、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院、紀北医師会などの御協力を得て、地域の皆様が安心して暮らすことができるよう医療需要に応じた医療供給体制の維持、存続に努めていく必要があると考えております。

なお、病院経営の安定化を図るため、新年度における一般会計からの繰り出しについては、前年度を上回る予算措置を行っておるところであります。

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けるため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実させた地域包括ケアシステムの構築が進められる中、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する本市におきましても、尾鷲市高齢者保健福祉計画において地域包括ケアシステムの構築を重点施策に掲げ、紀北広域連合、紀北町及び地域包括支援センターと協働し、その仕組みづくりを進めております。

その取り組みとして、本年4月から要支援1及び2の方への訪問介護及び通所介護が、紀北広域連合の介護保険給付から本市の地域支援事業に移行されることとなり、多様なニーズに対応する新たなサービスを創設いたします。今後も、サービスの担い手となる介護事業所等と連携しながら、介護予防及び生活支援を推進してまいります。

また、地域の医療機関と介護事業所が連携して行う在宅医療・介護連携につきましても、平成30年度からの実施に向け、紀北医師会及び関係機関と協議を進めており、その内容が東紀州地域医療構想調整会議の議論とも関連することから、新年度も引き続き、円滑な実施に向けた体制づくりに取り組んでいく必要があると考えております。

次に、認知症施策の推進につきましては、認知症初期集中支援チームの設置に取り組んでおり、相談と見守り体制の充実、早期診断と早期治療につなげるサポート体制、専門医療機関との連携など体制づくりを進めております。

また、認知症を正しく理解し、地域全体で支えるための認知症サポーターの養成を引き続き行うとともに、介護事業所や金融機関等の協力を得て実施する尾鷲市高齢者等SOSネットワーク事業や尾鷲市高齢者見守り事業などを活用しながら、地域全体で見守り支える仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えており

ます。

次に、介護予防と閉じこもり防止を目的とする高齢者の集いの場としてコミュニティセンターで実施しているサロンにつきましても、介護予防と生きがいくりの場として好評を得ております。新年度におきましても、新たな地区での開催と元気な高齢者や地域住民によるボランティアなど、継続できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、高齢者が住みなれた地域で安心して生活するための生活支援につきましては、要支援1及び2の高齢者に対し、ごみ出し支援事業を実施しており、今後は買い物支援や見守りなどについて、新たな仕組みづくりを検討してまいりたいと思っております。

次に、障害者福祉の推進についてであります。

本市の障害者施策につきましては、ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくりを基本目標に、紀北地域障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい福祉計画に沿って進めております。

その重点的な取り組みとして、一人一人に合った働き方ができるよう、支援体制の充実を図り、多様な就労の場を確保する就労支援の強化、障害を早期に発見し一人一人に合った療育事業の実施につなげる途切れのない療育支援体制の充実、地域で安心して生活できるよう、グループホーム等の居住環境の整備を目指す地域生活支援の充実など、障害者の自立及び社会参加に向けた取り組みを推進しております。

このような中、第3期紀北地域障がい者福祉計画及び第4期尾鷲市障がい福祉計画が平成29年度で終了することから、計画期間の実績や課題を踏まえ、今後必要となるサービスの種類や量について、障害者の自立及び社会参加につながる計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、生活保障の確保についてであります。

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、本市におきましても、生活が困窮している人の自立促進を目的として、尾鷲市社会福祉協議会と連携しながら生活困窮者施策を進めております。

その内容としては、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業、離職により住宅を失った場合に家賃相当額を一定期間支給する住宅確保給付金事業、家計に問題を抱える生活困窮者への家計再生計画などを作成する家計相談支援事業のほか、被保護者就労支援事業など自立に向けた支援に取り組んでおります。

このように、生活困窮者を経済的困窮という視点だけでなく、社会的孤立、社会的排除の問題として包括的に捉え、問題解決に向けた寄り添い型の支援を推進しく必要があると考えております。

次に、農業振興についてであります。

急傾斜農地における営農活動、農地の保全や農道等の維持、管理の取り組みへの支援として、中山間地域等直接支払事業を継続的に実施するとともに、農業の持つ自然環境の保全や、美しい風景の形成といった多面的機能を維持していくことを目的に、多面的機能支払交付金事業を実施いたします。

また、地方創生加速化交付金を活用し、本市の特色ある農作物を紹介するパンフレット、尾鷲とれたて農作物を現在作成しており、市内観光施設等において、魅力ある食のまち尾鷲の情報発信ツールとして、今後活用してまいりたいと考えております。

あわせて、甘夏、虎の尾や三木うりなど特徴のある農産物の特産品化やブランド化について、食のまちづくりと連携しながら取り組みを進めてまいります。

農業基盤整備事業といたしましては、老朽化により機能低下している雨駄農業用水路や農道北浦水地線の改良工事を行い、営農活動の支援に取り組んでまいります。

また、中山間地域総合整備事業におきましては、県が事業主体となり三木里地区に新たな農道の整備を計画しており、これにより農業生産の向上とあわせ、農業の持つ多面的機能が発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、林業、関連産業の振興についてであります。

地方創生加速化交付金を活用し、三重大学との連携のもと、尾鷲ヒノキの持つ揮発性物質における抗菌作用を調査した結果、抗菌性が認められるデータを得られたことから、この新たな効果性を加えた尾鷲ヒノキの魅力を積極的に市内外へ情報発信し、尾鷲産材活用促進事業の継続とあわせて販路拡大につなげてまいりたいと思っております。

また、移設建設する第四保育園におきましては、木の薫る空間づくりを目的として構造材、内装材、机や椅子に尾鷲ヒノキを使用することとしており、温かみのある快適な保育環境空間を構築してまいります。

さらに、防災、減災の観点から、人家に隣接する山林において、倒木などで人家に危険を及ぼすおそれがある場合、危険木を緊急に伐採する費用の一部を補助する人家裏等危険木伐採事業を実施し、安全安心な生活環境の構築を図ってまい

りたいと考えております。

次に、市有林主伐事業につきましては、これまでの事業結果及び効果検証を踏まえ、伐期を中心とした主伐事業計画の変更を行い、より事業効果が発揮できる豊かな森林づくりを目指してまいります。

また、林業関係者から主伐事業継続に対する強い要望をいただいていることから、尾鷲ヒノキの生産地として地域の林業業界の牽引役としての期待に応えるべく、事業を継続していく必要があるものと思っております。

次に、チューブ苗導入推進事業につきましては、地方創生加速化交付金を活用した研究の結果、年間を通じて植栽が可能と認められるデータが得られたことから、この結果の普及により安定した雇用の創出につながるものと期待するところであります。

次に、水産業、関連産業の振興についてであります。

本市の水産業は、漁船漁業での水揚げの減少や魚類養殖業も含めた漁業生産量の減少に加え、輸入水産物の増加や消費者の魚離れなどによる魚価の低迷が続く中、燃油や飼料価格の高騰などが漁業生産や養殖経営に深刻な影響を与えております。

また、漁業従事者の高齢化が進み、後継者、担い手不足が深刻化するとともに、組合員数も減少し、漁協経営もさらに厳しい状況になっております。

このような中、漁業後継者の確保、育成につきましては、漁業関係者と連携した、尾鷲市漁業体験教室の開催、就業フェア等を活用した漁業就業希望者への情報発信や長期研修への支援などの取り組みを行っております。

これまでの漁業者、地域、行政が一体となった継続的な取り組みを通じ、大型定置網への就業や地域への定住にもつながっており、今後も地域と行政、関係機関とが連携し、若手などの就業、就労、多様な担い手の確保、育成に取り組んでいく必要があると考えております。

また、漁業者の副業、漁家所得の向上を目指した藻類・二枚貝養殖試験事業につきましては、現在、シングルシードマガキやイワガキなどについて尾鷲湾及び賀田湾において実証試験を行っており、その生育状況は順調であります。

一方、大曾根・早田・古江地区において区画漁業権を取得し、本格的な養殖が行われているヒロメにつきましても、生産性の向上など、さらなる養殖技術の向上や他地区において養殖を希望する漁業者への技術的支援に努め、特産品化を推進してまいります。

次に、漁場保全についてであります。

沿岸海域において、藻場や干潟は水質浄化機能や生物の産卵、育成場等の重要な役割を担っております。本市では、漁業者や地域住民、ボランティア等で構成された活動組織による保全活動が広がりを見せており、今後も引き続き藻場、干潟等を造成し、水域環境の保全と水産資源の増大を図る取り組みを支援していく必要があると考えております。

次に、尾鷲港産地協議会では、水産物の高付加価値化や魚食普及に取り組み、その一環として、おわせ魚まつりを開催してきたところであります。

また、尾鷲市海面養殖振興協議会では、地方創生関連交付金を活用し、地域産品を有効利用したおわせマハタブランド向上事業として、地域産品を添加したオリジナル飼料の開発等に取り組みされており、本市といたしましても、水産物の高付加価値化や情報発信など、食のまちづくりを地域と一体となって推進していくため、引き続き支援していくことが必要であると考えております。

一方、魚食普及や漁業に関する学習への取り組みといたしましては、小学校における栽培漁業学習会などを実施するとともに、中学校におきましては、地元の水産業の魅力などについて関係者や地域の皆様から生の声を聞き、学べる機会を設けるなどの取り組みを実施しております。

漁業の重要性や魚食文化の継承の点から、今後も学校と水産業関係者や地域が一体となった尾鷲ならではの取り組みとして、事業を継続してまいりたいと思っております。

次に、水産基盤整備についてであります。

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化、縮減を図るための水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、これまで市が管理する8漁港全ての機能保全計画の策定を終えており、今後、当該計画に基づく施設の保全工事を順次実施してまいりたいと考えております。

次に、食のまちづくりにつきましては、尾鷲市食のまちづくり基本計画に基づき、関係各課の連携による横断的な取り組みを進めているところであります。

食で攻める分野においては、メインテーマである食のまち尾鷲としての地域ブランド化を目指して、地域の特産品等の高付加価値化や販路拡大、情報発信等を推進しております。

また、食で守る分野においては、食のまち尾鷲ならではの食育による人づくりを目指し、ライフステージごとに食育関連の取り組みを進めておるところであり

ます。

これらの取り組みの一つである食の産業開発事業につきましては、飲食をテーマとした町なかへの誘客の仕組みづくりを目指し、尾鷲商工会議所との連携のもと、尾鷲の食材を活用したメニューの提案、研究や事業企画、飲食関係事業者を対象としたワークショップなどに取り組んでおります。

また、都市部での食のまち尾鷲のプロモーション活動として、3月3日には東京の三重テラスで尾鷲の特産品PRを行ってまいります。

新年度におきましては、これらの事業企画をもとに、市内外の皆様が気軽に立ち寄り、おいしく食べ飲み歩きできる市内飲食店における逸品メニューについて、展開を図ってまいりたいと思っております。

さらに、これらの事業の進展により、現在、各実行委員会等で積極的に取り組まれている食の関連イベントと相乗効果を上げながら、尾鷲の食の魅力を情報発信し、食のまち尾鷲としてのブランド化につなげる必要があると考えております。

また、特産品開発・物産振興事業におきましては、同計画における主要事業の一つとして、9事業者の参加による尾鷲ものづくり塾を開講し、特産品の開発や改良を行う機運の醸成とともに、都市部及び市内特産品施設等においてマーケティング調査を実施しております。

新年度におきましても、継続して専門家による食を共通テーマとした講座や個別相談会を実施し、新たなメニュー開発、特産品開発に取り組むことにより、相互作用によるそれぞれの業界発展や食のまち尾鷲としての地域ブランド化を目指し、地域資源の積極的な活用による商品開発や流通促進を、さらに図っていく必要があると考えております。

また、開発された商品を高速道路の延伸等により増加傾向にある来訪者のお土産品、尾鷲まるごとヤーヤ便やふるさと納税の返礼品として活用し、加えて都市部等の消費者にPRすることにより、特産品開発、物産振興による地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、観光交流及び町なかのにぎわいづくりへの取り組みについてであります。

現在、熊野尾鷲道路の尾鷲北・南インターチェンジ間の路線工事が施工されており、近い将来には高速道路が全線開通となります。このことにより、都市部からのアクセスがより便利になる反面、本市が通過地域ではなく目的地として選ばれる観光まちづくりが喫緊の課題となっております。

このような中で、町なかのにぎわいづくりにつきましては、まちの駅ネットワーク推進事業に取り組んでおり、オリジナルガイドブック、尾鷲アルコマチによる町なかの魅力発信を行っております。加えて、オリジナル食べ歩きフードおわせ棒の取り組みにおいては、東紀州5市町による棒対決イベントに発展し、広域的な地域情報の発信にもつながっております。

新年度におきましても、事業主体であるまちの駅ネットワーク尾鷲が行う取り組みに対し、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

一方で、これらの町なかの食の魅力に熊野古道や夢古道の湯、さらには地域の産業体験等の観光資源を組み合わせた着地型観光ツアーについても、県や尾鷲観光物産協会等の関係機関、団体とも連携し、進めてまいります。

次に、外国人観光客の誘客等を進めるための取り組みとして、東紀州地域の5市町と県が連携して進めている観光DMOにつきましては、官民一体となったPRや人材育成等を行いながら、誘客促進、交流人口の増加につなげる必要があると考えております。

次に、観光受け入れ施設の充実についてであります。

本市の中核的な観光交流施設である夢古道おわせにおいて、本年度、農山漁村地域の郷土食等、土地に根づいた料理メニューの調理や提供、特産品の開発、加工を行う調理加工施設の建設を実施したところであります。

また、夢古道おわせにおいては、本年4月下旬に開業10周年を迎えることもあり、今後とも一層の魅力アップを図るとともに、地域活性化の拠点施設としてさらなる発展に努めていく必要があるものと考えております。

次に、子育て支援の推進についてであります。

人口減少、少子化などの課題に対し、妊娠期から乳幼児期、就学期の子育てを途切れなく支援する体制を構築し、定住移住にもつながる子育てしたい・しやすいまちづくりを進める中で、現在、三木浦、三木里地区において、子供の居場所づくりを実施、協議を進めているところであります。

今後も、各地区のコミュニティセンターを活用し、それぞれの地域に合った子供の居場所づくり、地域の憩いの場づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、全ての子供に良質な生育環境を保障し、子供一人一人を大切に社会の実現を目的とした、尾鷲市子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て支援につきましては、多子世帯支援として紙おむつ購入助成を行っておりますが、新年

度では助成額を拡大し、新たに粉ミルクを対象とするなど、引き続き子育て支援の充実に取り組んでまいります。

また、母子保健法の改正により、平成32年度を目標に妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援を行う、子育て世代包括支援センターの設置が求められており、これはさまざまなニーズに包括的な対応ができるワンストップ拠点を目指すものであります。

この仕組みは、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない子育て支援を構築し、定住移住にもつながる子育てしたい・しやすいまちづくりに取り組む本市にとって重要な取り組みであり、庁内各課が連携しながら子育て世代包括支援センターの設置に向けた体制づくりを進めていく必要があると考えております。

次に、保育所整備についてであります。

尾鷲市保育所整備計画に基づき進めております尾鷲第三保育園の建設は順調に進んでおり、来月17日に完成、25日に竣工式を予定しております。

新年度におきましても、引き続き尾鷲第四保育園の建設に取り組み、一日も早い安全な保育環境の整備を進めてまいります。

次に、学校教育の充実にについてであります。

まず、学力向上の取り組みにつきましては、本年度におきましても、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査や、県教育委員会によるスタディチェックに取り組んだところであり、その分析結果を踏まえ、児童・生徒の学力向上を目指して、日々の授業改善に努めていくことが必要であります。

教育委員会におきましても、尾鷲市学力検討委員会を立ち上げ、全国学力・学習状況調査の結果分析を行い、そこで明らかになった成果と課題について共通理解を図るとともに、各学校の実践事例を情報共有しながら学力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

また、教員の指導力向上に向けた授業研究等の取り組みにつきましても、さらに推進していかなければならないと考えております。

次に、ふるさと教育につきましては、ふるさと教育支援事業として平成26年度から実施し、地域に愛着と誇りを持ち続けるため、自然や景観、歴史や伝統文化などに触れる体験学習等を通して、自然愛を育む取り組みを進めているところであり、こうした取り組みにより、次代をつくるおわせ人の育成に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コミュニティスクールにつきましては、学校と保護者や地域の皆様がと

もに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域とともにある学校づくりを目指して、平成25年度より尾鷲小学校で取り組みを開始しております。

また、輪内中学校についても、昨年度より実施に向けての準備を進めており、新年度より市内2校目のコミュニティスクールとして活動を開始する予定であり、加えて、尾鷲中学校におきましても、本年度より3校目のコミュニティスクールを目指して取り組みを開始することとしております。

次に、学習指導要領につきましては、小学校では平成32年度から、また、中学校では平成33年度から新学習指導要領が完全実施されることとなっております。

今回の改訂では、これまでの知識偏重型から脱却して、思考力、表現力を主体的に育むアクティブラーニングを重視する方針であります。

また、小学校5、6年生に対する英語の教科化に加え、これまで5、6年生で実施されてきた外国語活動を3、4年生に前倒しすることなどの改訂がなされる予定となっております。

これらの改訂については早期に対応し、完全実施に向けて万全な体制を整えておくことが肝要であり、教職員に対する周知徹底を図るとともに、導入への条件整備を図っていく必要があると考えております。

次に、学校教育施設についてであります。

本市におきましては、平成26年度の宮之上小学校改築工事の完成により非木造校舎については耐震整備が完了しているものの、各学校において老朽化によるふぐあいが多く発生していることから、随時その改修に取り組む必要があります。

また、昨年度、危険遊具の撤去を行った小学校においては、本年度から2カ年の計画で順次新しい遊具を設置するとともに、ひび割れなどが見られる宮之上小学校のプールにつきましても修繕工事を実施してまいります。

次に、生涯教育の推進についてであります。

近年における生涯教育のあり方は、家庭教育、学校教育、社会教育の三者に職業・産業を加えた四者が連携し、あるいは、補完する形で総合的に学習機会を創出、提供していく考え方が主流となってきております。

この考え方を基軸として、本市では、社会教育団体活動支援や中央公民館を中心とした講座、サークル活動支援などの事業を展開しながら、それらの成果を、特に子育て支援を中心とした地域活動やボランティア活動に活用していく必要が

あります。加えて、観光交流等とも連携することで、生涯学習に地域全体で取り組む体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、図書館、天文科学館、郷土室につきましても地方創生推進交付金を活用し、それぞれの分野の専門性を生かした拠点としての事業を進めながら、中央公民館も含めた施設間の連携強化による生涯教育の推進を図ってまいります。

次に、生涯スポーツの推進についてであります。

尾鷲市スポーツ推進計画の基本理念に基づき、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の組織強化を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ、尾鷲スポーツクラブを主体として、レクリエーションスポーツ大会の開催など、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

また、平成33年開催の第76回国民体育大会における正式競技では、オープンウォータースイミング種目の大会誘致を進めております。一方で、市民の皆さんが生涯にわたって気軽にスポーツに楽しみ、健康で生きがいのある生活を送ることができる環境づくりを行うための、デモンストレーションスポーツにつきましても、大会誘致、競技実施に向けた調整を県や競技協会と積極的に行っているところであり、生涯スポーツの推進の観点からもこの取り組みを進めていく必要があると考えております。

次に、鳥獣害対策の推進についてであります。

獣害パトロール員による有害鳥獣の活動域の把握や、被害多発地域での追い払い効果など、一定の成果が出ていることから、引き続き粘り強い対策を継続していく必要があります。

また、猟友会尾鷲支部の御協力のもと、国の有害鳥獣緊急捕獲活動支援事業補助金等を活用した報奨金制度を継続し、捕獲による頭数管理を図ってまいりたいと思っております。

さらに、地域ぐるみで追い払い活動などの実施を検討している地区におきましては、県と連携を図りながら専門家を招いた獣害対策研修会を開催し、より効果的な被害軽減対策に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、都市基盤整備についてであります。

都市計画道路尾鷲港新田線は、県の都市計画事業としてこれまでの道路設計や用地調査等を踏まえ、新年度からは墓地や建物の補償に向けた調査等が進められる予定であります。

さらに、折橋墓地の移転につきましては、本市において、移転先の検討及び墓

地関係者との調整等を実施しておりますが、引き続き、この調整を進めてまいりたいと考えております。

今後も当該路線の早期供用に向け、引き続き、地元の皆様に御協力をいただきながら取り組んでまいります。

また、道路利用者の安全安心を確保するため、市道の維持管理に努めるとともに、橋梁については、今後の修繕計画の基礎調査となる点検や、長寿命化修繕計画等を踏まえた老朽化対策工事等を実施していく必要があります。

さらに、地籍調査につきましては、公共事業の実施や南海トラフ巨大地震の震災復旧等に向けて重要な課題であることから、平成22年度から着手しており、新年度も引き続き、国や県の地籍調査費負担金等を活用し、事業推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、公共交通の確保についてであります。

持続可能で効率的な公共交通体系の構築を目指して策定を進めております、尾鷲市地域公共交通網形成計画につきましては、市民1,500名へのアンケート調査や各地区での懇談会等において住民ニーズの把握に努めるとともに、各交通事業者との協議、尾鷲市地域公共交通活性化協議会での議論を経て、今般最終案を策定いたしました。

本計画においては、地域ごとの特性に応じた公共交通網の形成と確保及び、まちづくりと連携した総合的な地域公共交通の確保の二つを基本方針に定め、利用者の増加や住民の満足度向上を目指して、公共交通ネットワークの再構築を進める内容としております。

本計画に基づき、住民ニーズに応えられるよう、今後運行ルートやダイヤの設定等について、関係機関及び各地区との協議も踏まえ、早期の実現に向けて検討を進めていくことが必要であると考えております。

次に、資源循環型社会の推進についてであります。

資源循環型社会の構築に向けた取り組みとして、ごみ排出量の削減と分別による再資源化をさらに推進する必要があります。

このような中、ごみの排出量につきましては、昨年6月に指定ごみ袋の価格を値下げした以降も市民の皆様の御協力により、引き続き減量を維持していただいております。

今後におきましても、エリアワンセグ等による啓発を継続して実施するとともに、ごみ減量のための分別ガイドブックの見直しなど、わかりやすいごみの出し

方について検討し、市民の皆様とともに取り組んでいくことが必要であると考えております。

また、広域ごみ処理施設につきましては、関係5市町で構成する新ごみ処理施設整備検討会議等で検討を重ねており、平成34年度中の稼働に向けて、引き続き取り組んでまいります。

なお、既存施設である本市清掃工場において、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に適合しておらず、本年2月1日に県紀北地域活性化局長から早急に改善を行うよう勧告を受けました。

このことにつきましては、ばい煙測定等の数値には問題はございませんでしたが、施設の維持管理基準として安定燃焼ができていなかったことから、早急に運転改善を行ったところであります。

今後、危機管理意識の徹底はもちろん、維持管理基準の遵守を徹底するとともに、その要因の一部であるダクト更新工事などの整備を進め、施設の適正な維持管理、安定稼働に努めてまいります。

次に、定住移住の促進についてであります。

本市への定住や大都市圏からの移住者を確保するために、定住移住コンシェルジュとして4名を配置し、移住フェアやインターネット等を通じて、大都市圏にはない本市の魅力や移住に関する情報発信をさらに推進していくとともに、新たに、おわせ暮らしサポートセンターをあす開設し、いつでも移住相談に対応できる体制を構築してまいります。

また、移住者の受け入れ体制の強化を目的として、住まいのサポーターとしての空き家バンクに加え、仕事のサポートを充実していくため、事業所の紹介に加え、後継者がいないことにより廃業を考えている方の事業を、起業希望者に対して引き継いでいく継業の取り組みなど、仕事に関する新たな情報を発信する仕事バンクについて、尾鷲商工会議所と連携し、基礎調査を進めてまいりたいと考えております。

一方、移住先での住まい、仕事、生活環境、子育て環境など、さまざまな生活情報を事前に収集することが移住後の定住に欠かせない要素であります。このことから、現在、九鬼町に整備しております移住体験住宅を利活用し、移住に対するハードルを低くする仕組みづくりを進め、本市への新しい人の流れを創出してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてであります。

本年度のふるさと納税につきましては、1月末現在で申請金額が約6,900万円となっており、前年度同月末との比較では約2,200万円減少しております。

本年度は、尾鷲観光物産協会と地域おこし協力隊員等との連携を密にして、季節限定品など10品目以上の返礼品の追加を行い、一定の成果があったものと考えておりますが、今後も返礼品の充実等に取り組み、多くの自治体の中から本市を選択していただけるようPR活動の強化に取り組んでまいります。

続きまして、今回提案しております議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について」から議案第25号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの23議案及び議案第28号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」の1議案、計24議案について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について」につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が、本年5月30日に施行されることに伴い、地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携が行われるため、同法改正への対応として条例の一部を改正するものであります。

次に、3ページの議案第4号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」につきましては、議案第3号同様、同法律の施行に伴い、本市条例の中で同法の引用部を改正するものであります。

次に、5ページの議案第5号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」及び9ページの議案第6号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、本年度に行われました人事院による育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出及び、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告により、国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正され、地方公務員についても、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため、1日の勤務時間の一部につき、勤務をしないことができるようにする等の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、12ページをごらんください。

議案第7号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」につきましては、先般、選挙管理委員会より本市の市議会議員選挙及び市長選挙を公職選挙法の特例により、本年6月11日に執行するとの発表がありました。本市の市議会議員の任期は6月8日であるため、9日、10日が議員不在となります。

現行の尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例では、この2日間が在職期間から除かれるため議員報酬が日割りで支給され、期末手当においては100分の100から100分の80に減額されることとなります。

公職選挙法の特例は、有権者に時間的、経済的負担をかけずに選挙費用を抑制するものでありますが、現職議員には日程的な都合により不利益を受けることとなることから、当該選挙によって再び議員となった際には、期末手当について、在籍期間を任期満了日から引き続き議員の職にあったものとみなす規定を追加するものであります。

次に、14ページの議案第8号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が昨年3月31日に、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が同年6月7日に、また、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律並びに、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が同年11月28日に公布されたことに伴い、同条例の一部を改正するものであります。

次に、24ページをごらんください。

議案第9号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」につきましては、幼稚園の職員配置基準等については、既に学校教育法第27条に規定されており、その重複する部分を本市の職制との整合性が保たれるよう削るとともに、小学校長が幼稚園長を兼務することができる法律の規定を加えるものであります。

次に、26ページの議案第10号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、株式会社中京銀行尾鷲支店が3月24日の営業をもって廃止されることとなったため、今後、金融機関の統廃合や社名変更等が生じても対応できるよう、同条例の一部を改正するものであります。

次に、28ページの議案第11号「平成29年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、38ページの議案第21号「平成28年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの11議案について御説明いたします。

本市の財政状況は、平成27年度決算における経常収支比率が95.5%であ

り、平成26年度と比べ0.8ポイント改善しているものの、依然として財政の硬直化と財政運営の困難さが続いております。また、東日本大震災以降、緊急防災、減災の観点から、小中学校、保育園、橋梁等の公共施設の耐震整備を積極的に行い、市民の安全安心な環境整備を推し進めていることから、平成27年度末の地方債残高が110億7,000万円を超える状況となっております。

歳入においては、人口減少や少子高齢化の進展などにより、市税収入などの自主財源の確保が非常に困難な状況にあります。反面、歳出においては、社会保障関係経費や過去の市債償還金の増による公債費の増加が見込まれております。加えて、公共施設の耐震整備を初め、今後も中長期的な防災、減災対策を推進していく必要があることから、財政需要の増大により、さらに厳しい財政運営が求められております。

こうした状況にあって、新年度は、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画の初年度として、市政の諸課題の解決に向けた重要な1年であり、また、人口減少対策を最重要課題と位置づけた、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策、事業等を、重点的かつ戦略的に取り組んでいく必要がありますが、市長の改選期であることから骨格予算としております。

しかしながら、経常的経費や継続事業を初め、年度当初から早急に取り組まなければ事業執行に影響のある新規事業も計上し、市政運営に空白が生ずることがないように予算編成を行っております。

それでは、平成29年度当初予算について御説明いたします。

お手元に配付の、平成29年度当初予算主要事項説明の1ページをごらんください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比0.2%減の94億9,228万4,000円、特別会計の国民健康保険事業会計は1.8%減の29億7,325万5,000円、後期高齢者医療事業会計は1.7%増の6億1,047万6,000円、公共下水道事業会計は21.8%減の216万4,000円、企業会計においては、病院事業会計で1.1%減の48億5,182万2,000円、水道事業会計で3.2%増の8億9,204万2,000円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比0.5%減の188億2,204万3,000円とするものであります。

次に、一般会計歳入予算の主なものについて御説明いたします。

2ページをごらんください。

1款市税は、主に太陽光発電など償却資産の増加に伴う固定資産税の増収、軽

自動車に対する税率改正を考慮したことによる軽自動車税の増収をそれぞれ見込んだことにより、1.1%増の21億6,988万6,000円を計上しております。

2款地方譲与税から8款地方特例交付金までは、過去の歳入実績、景気動向等を勘案し、必要に応じて増減した額を計上しております。

9款地方交付税は、国の地方財政対策において地方交付税総額が減額となっているものの、本年度の算定実績、公債費の基準財政需要額算入額の伸びを考慮し、普通交付税で5,000万円の増額、特別交付税では、地域おこし協力隊に係る経費の増加などにより800万円の増額を見込み、1.7%増の33億7,300万円を計上しております。

13款国庫支出金は、臨時福祉給付金事業補助金4,979万円、障害者自立支援給付費等国庫負担金1,148万5,000円の増額などにより、7.8%増の9億5,704万4,000円を計上しております。

14款県支出金は、三重県再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金4,387万2,000円、参議院議員選挙執行委託金1,685万円の減額により、9.1%減の5億9,271万5,000円を計上しております。

17款繰入金は、尾鷲みどりの基金繰入金で1,660万円増額したものの、財政調整基金繰入金で3,051万円の減額になったことにより、1.9%減の7億7,889万4,000円を計上しております。

19款諸収入は、消防救急デジタル無線整備に対し、三重県市町村振興協会市町村交付金1,235万円が新たに交付されることにより、22%増の9,916万6,000円を計上しております。

20款市債は、地方債対象事業費の減などにより、12%減の8億2,530万円を計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主なものについて御説明いたします。

4ページをごらんください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比1.9%増の43億9,326万4,000円となっております。

まず、人件費は、人事異動等による職員数の減などにより、3.9%減の13億9,601万8,000円を計上しております。

扶助費は、臨時福祉給付金5,100万円、介護給付・訓練給付費2,386万4,000円、子ども・子育て新制度による処遇改善などにより保育所運営費1,

510万1,000円の増額などにより、5.7%増の18億7,316万1,000円を計上しております。

公債費は、平成8年度に借入れを行いました臨時地方道整備事業に係る一般単独事業債、平成13年度に借入れを行いました排ガス高度ごみ処理施設整備事業に係る一般廃棄物処理事業債などの償還が完了したものの、緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債の償還額が増額となったことから、3.4%増の11億2,408万5,000円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、資源ごみ収集運搬業務委託料3,025万7,000円の減額などにより、2.4%減の16億4,372万9,000円を計上しております。

補助費等は、病院事業会計負担金2,000万円、三重紀北消防組合負担金で消防救急デジタル無線、通信指令台に係る保守管理業務委託の開始などにより2,687万円の増額となったことから、7%増の13億9,932万円を計上しております。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金で増額となったものの、紀北広域連合分担金で障害者支援施設整備事業の完了などにより7,073万2,000円の減額となったことから、4.9%減の11億1,440万9,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、社会資本整備交付金事業費の減額などにより、10.8%減の1億5,978万2,000円の計上、単独事業費で、保育所施設整備に係る事業費の減額などにより、8%減の6億8,936万7,000円の計上となったことから、総額において8.5%減の8億7,249万9,000円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

18ページをごらんください。

総合住民情報システム借上料につきましては、現在のシステム借上げ期間が満了することから、期間を平成30年度から平成34年度まで、限度額を7,300万6,000円とするものであります。

パソコン借上料につきましても、現在の借上げ期間が満了することから、期間を平成30年度から平成34年度まで、限度額を5,791万円とするものであります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

19ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費及び保険財政自立支援事業貸付金の償還が完了したことによる公債費の減額により、対前年度比1.8%減の29億7,325万5,000円を計上しております。

次に、20ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額により、対前年度比1.7%増の6億1,047万6,000円を計上しております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、2件の公共下水道整備事業債の償還が完了したことから、対前年度比21.8%減の216万4,000円を計上しております。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

病院事業会計につきましては、対前年度比1.1%減の48億5,182万2,000円を計上しております。

業務の予定量は、入院患者数が1日平均196人、年間延べ7万1,616人、外来患者数が1日平均406人、年間延べ9万8,997人を見込んでおります。

21ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、収入で44億1,680万1,000円、支出で44億1,842万2,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で2億9,170万3,000円、支出で4億3,340万円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億4,169万7,000円は、一時借入金で措置するものとしております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

学資貸与金は、期間を30年度から平成33年度まで、限度額を1,200万円とするものであります。

次に、水道事業会計につきましては、対前年度比3.2%増の8億9,204万2,000円を計上しております。

業務の予定量は、給水戸数9,522戸、年間総給水量374万7,224立方メートル、1日平均給水量1万266立方メートルを見込んでおります。

22ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、収入で5億7,640万3,000円、支

出で5億3,177万4,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で2,672万7,000円、支出で3億1,563万9,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億8,891万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

続きまして、平成28年度補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定等による減額補正が主なものであります。

それでは、お手元に配付の、平成28年度一般会計補正予算（第6号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で6,046万6,000円、国民健康保険事業会計で667万8,000円をそれぞれ追加し、後期高齢者医療事業会計で463万6,000円の減額、病院事業会計では、歳入で590万円、歳出で2,695万円をそれぞれ減額し、水道事業会計では、歳入で3,741万9,000円の追加、歳出で3,650万9,000円を減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を195億6,539万8,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

1款市税5,153万5,000円の増額は、市民税において、当初の見込みより法人税割額の増額、固定資産税において、償却資産の増加による増額を見込んだことなどによるものであります。

13款国庫支出金2,532万3,000円の減額は、事業費の確定による減額であります。

14款県支出金3,760万4,000円の減額は、新たに尾鷲市ハザードマップWEB版整備事業費などに対して、地域減災力強化推進補助金342万3,000円が認められたものの、事業費の確定による減額が上回ったことによるものであります。

16款寄附金4,923万9,000円の増額は、ふるさと寄附金として2,128名の方から、一般寄附金として1名の方から御寄附いただいたものであります。

20款市債2,300万円の増額は、事業費の確定による減額と過疎対策事業

債ソフト分として4,380万円の追加が認められたことなどによるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。ほとんどの項目で事業費の確定による減額補正でありますので、これらについての御説明は省略させていただきます、主に増加したものについて御説明させていただきます。

4ページをごらんください。

各款共通の人件費は、一般職において退職者の追加などにより、1,772万3,000円の増額であります。

総務費の財産管理費では、今回の事業費の確定等による減額により1億5,743万7,000円を財政調整基金に、2,128名の方からいただいたふるさと寄附金4,904万円と、当初予算においてふるさと応援基金を充当しておりました、保育所事業の障害児保育事業費補助金に対し、過疎対策事業債ソフト分3,790万円が認められたことによる積み戻しなどにより、8,696万8,000円をふるさと応援基金に積み立てるものであります。

5ページをごらんください。

土木費の砂防費で、県単事業に対する急傾斜地崩壊対策事業地元負担金711万5,000円の増額であります。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。

6ページをごらんください。

全て追加であります。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業から、5款農林水産業費、4項水産業費の漁港建設県単事業までの4事業は、いずれも年度内の事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

指定ごみ袋保管配送事業配送業務委託は、入札による債務負担行為額の確定により、限度額を161万5,000円から129万6,000円に変更するものであります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

7ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、667万8,000円を増額し、

歳入歳出予算総額を31億201万円とするものであります。

歳入では、当初の見込みより退職者医療制度の対象者数の減などによる国民健康保険税1,101万4,000円の減額、一般被保険者に係る療養給付費等国庫支出金の増などによる国庫支出金3,609万4,000円の増額、保険基盤共同安定化事業交付金の減などによる共同事業交付金2,363万6,000円の減額などが主なものであります。

歳出では、一般療養給付費の増などによる保険給付費1,958万8,000円の増額、保険財政共同安定化事業拠出金の減などによる共同事業拠出金4,581万4,000円の減額、財政調整基金積立金3,737万4,000円の増額が主なものであります。

次に、8ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、463万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を6億1,441万円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料236万7,000円の増額、保険基盤安定繰入金の減などによる繰入金700万3,000円の減額であります。

歳出では、一般管理費負担金、保険基盤安定負担金の減などによる広域連合負担金463万6,000円の減額であります。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

9ページをごらんください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出における支出のうち、医業費用2,580万4,000円の減額は、人事異動等に伴う給与費2,710万4,000円の減額及び経費の派遣医師給与負担金180万円の増額が主なものであります。

医業外費用358万4,000円の増額は、修学資金免除分359万9,000円の増額が主なものであります。

また、資本的収入及び支出における収入では、附帯設備整備事業債等、企業債590万円の減額であります。

支出では、空調機器購入費の入札差金に伴う、建物購入費473万円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

看護部職員用白衣賃借につきましては、単価の減額に伴い、限度額を変更するものであります。

続きまして、10ページをごらんください。

水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益のうち給水収益を4,332万2,000円の増額、無収給水に対する他会計負担金を9万1,000円減額することにより、4,323万1,000円の増額、営業外収益はその他雑収益の増額などにより、72万9,000円の増額であります。

支出では、営業費用は額の確定による委託料の減額などにより、2,895万円の減額、営業外費用は企業債の支払い利息の減額、消費税納付額の増額により、628万5,000円の増額であります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金等の増額、建設改良費の減額に伴う企業債の減額により、654万1,000円の減額であります。

支出では、上水道及び簡易水道に係る工事請負費などの建設改良費の減額により、1,384万4,000円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、39ページをごらんください。

議案第22号「尾鷲市指定金融機関の指定について」につきましては、現在、本市の指定金融機関は、4金融機関による輪番制をとっておりますが、株式会社中京銀行尾鷲支店が本年3月24日の営業をもって廃止されることとなったため、本市指定金融機関を3金融機関に変更するものであります。

次に、40ページの議案第23号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」から、42ページの議案第25号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの3議案につきましては、公の施設の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者と指定期間については、まず、議案第23号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」では、三重交通株式会社を、期間は平成30年3月31日までの1年間であります。

次に、議案第24号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について」では、社会福祉法人長茂会を、期間は平成34年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第25号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」では、公益財団法人尾鷲文化振興会を、期間は平成32年3月31日までの3年間であります。

次に、47ページをごらんください。

議案第28号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、尾鷲市教育委員会委員、平山泉氏が本年3月31日をもちまして辞職されることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見もすぐれた方である、大門利江子氏を新しく任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、大門氏の任期は、平山氏の残任期間の任命となります。

以上をもちまして、議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について」から議案第25号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの23議案及び議案第28号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」の1議案の計24議案についての御説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

ここで休憩いたします。再開は11時30分からといたします。

〔休憩 午前11時20分〕

〔再開 午前11時31分〕

議長（真井紀夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第27、議案第26号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」及び日程第28、議案第27号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」の2議案を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（真井紀夫議員） ただいま議題となりました2議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、議案第26号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」及び議案第27号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきまして御説明いたします。

議案書の43ページをごらんください。

議案第26号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、公平委員会委員3名のうち、大草さつき氏の任期が、本年3月31日に満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、45ページの議案第27号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、尾鷲市教育委員会委員上岡雄児氏が、本年1月31日をもって辞職されたことから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見もすぐれた方である濱口精幸氏を新しく任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定より、議会の同意を求めるものであります。

なお、濱口氏の任期は、上岡氏の残任期間の任命となります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案につきましては、人事案件であり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第27、議案第26号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」

を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第28、議案第27号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第29、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(真井紀夫議員) ただいま議題となりました諮問につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして御説明いたします。

議案書の49ページをごらんください。

本市の人権擁護委員は7名の委員で構成されており、そのうち、直江篤氏の任期が、本年3月31日に満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(真井紀夫議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第29、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第30、報告第1号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告1号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、報告第1号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」につきまして御説明いたします。

議案書の51ページをごらんください。

平成26年9月19日に発生しました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条

第2項の規定により報告するものであります。

以上をもちまして、報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の御説明とさせていただきます。

議長（真井紀夫議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告第1号に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

ここで、市長より発言の申し出がありましたので、これを許可することにいたします。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 新年度に向けての重要な定例会において、個人的な事由で貴重な時間をいただくことを御容赦いただきたいと思っております。

ここで、次期市長選に係る自身の進退について、表明させていただきます。

私は、平成21年7月に市長に就任して以来、公平、公正、透明を信条に、市民とともにつくる新しい尾鷲を目標に掲げ、市政運営に邁進してまいりました。この間、2期8年にならんとしていますが、幸いにもおおむね健康に恵まれ、市民の皆様の御理解と市議会並びに職員の御協力のもと、これまで全力で市政に携わることができました。財政状況を含め、人口減少の続く厳しい状況の中ではありますが、今日に至っていることに心より感謝しております。

これは、当初よりわかっていたことではありますが、市政を預かるということは想像以上に激務であり、大変な重責を担うものであります。また、地方自治を取り巻く状況は目まぐるしく変化し、現在、地方創生を進める中、非常に難しいかじ取りが求められる重要な転機であると思っております。

このような中、私自身最近、今後4年の間、初めて市長に出馬した当時の気力を保つことができるのか自問自答し、不安になることがあり、市長職は常に全力疾走しなければならない中で、次期任期途中でペースダウンするようなことになれば、市民の皆様に申しわけないという思いを持っております。

については、尾鷲市の現状と将来を思うとき、体力の衰えを痛感していることもあわせて、次期市長選につきましては出馬しないということを、この場をおかりいたしまして、市民の皆様、議員の皆様に表示をさせていただきます。

なお、私の任期は7月25日までありますので、それまでは全身全霊を打ち込んで職務を全うすることをお誓い申し上げます。

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。

議長（真井紀夫議員） 発言は以上のとおりであります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日3月1日から3月5日まで休会とし、6日曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会します。

〔散会 午前11時45分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 真 井 紀 夫

署 名 議 員 内 山 鉄 芳

署 名 議 員 中 平 隆 夫